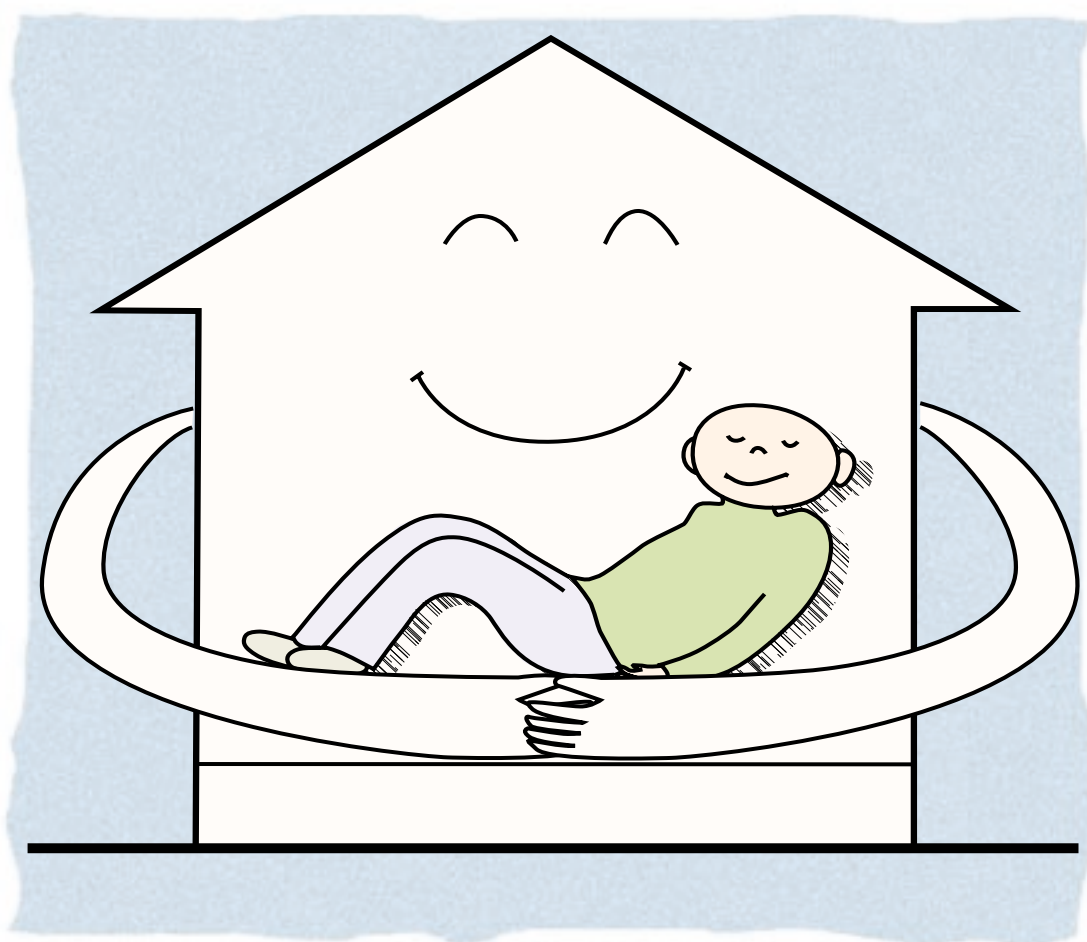


安心して

住める家 のための

ガイドブック

戸建住宅編



# はじめに

近年、住宅の欠陥に対する消費者からの相談が多く見られるなど、住宅の取得、あるいは建て替えなどに際し、消費者の不安が増えています。

そのため、住宅に関するトラブルを未然に防ぎ、万一の際にも消費者の立場から紛争を速やかに処理できる対策として、住宅購入者の利益の保護、住宅の品質確保の促進及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が平成12年4月1日に施行されました。  
(住宅性能表示制度は、平成12年10月開始)

東京都においては、この法律の施行を踏まえ、住宅性能表示制度の周知・普及に努めているところですが、良好な住宅ストック形成の観点から、欠陥住宅の発生を未然に防止し、また、住宅取得の際の不安を少しでも解消することを目的として「安心して住める家のためのガイドブック」-戸建住宅編-を作成しました。

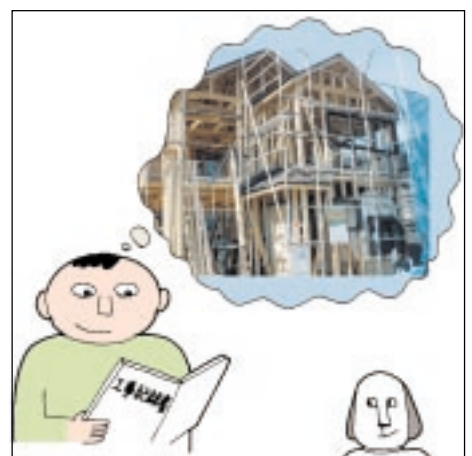
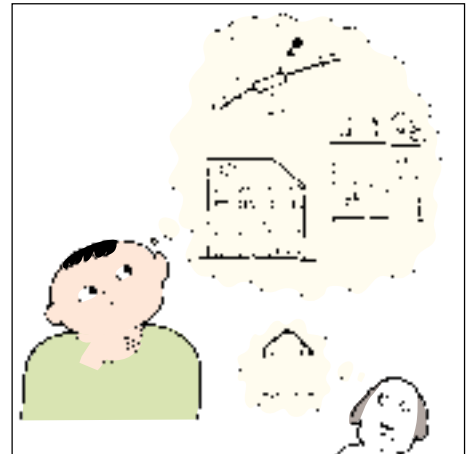
「家は人生で最大の買物」とか「家づくりは建築主と建築業者の共同作業」などといわれており、消費者も家づくりについて学ぶことが必要です。

従来、消費者が家を建てたり、家を買ったり(分譲住宅や中古住宅)する際に確認する事項として、住宅の間取り、住宅の状態、立地条件などがあり、これらは、図面を見たり、現地に行くことで確認できます。しかし、「家がどのようにつくられたのか」または、「どのように使われてきたか」はわかりにくいので、不安を抱えたまま契約することが多いのが現実です。

こういった不安を解消するための一つの方策として「工事記録書」(施工者がどのように家をつくったかの記録)と「家歴書」(家のリフォームの経緯、施工者名などの記録)をつくることをこのガイドブックで提案いたします。

東京都ではこのガイドブックが活用されることにより、都民の方々が、少しでも住宅取得時の不安の解消や財産価値の維持などに役立つとともに、住宅生産事業者や、取引業者の方々がより良い住宅を供給していく上で、消費者との信頼関係を築いていく一助となればと考えております。なお、住宅生産者の中には、独自の方法で「工事記録書」などを作成しているところもあります。

この「安心して住める家のためのガイドブック」-戸建住宅編-は、木造軸組住宅を基準として作成しておりますが、プレハブやツーバイフォーなど他の工法による住宅にも共通するものであり、参考になると考えております。  
(工事記録シートの写真は、木造軸組住宅を例として掲載しております。)



## もくじ

<b>1</b>	契約から入居まで.....3
	家づくりのおおまかなフロー
	家購入のおおまかなフロー
<b>2</b>	工事記録書をつくってもらいま しょう.....4
<b>3</b>	契約前に確認すること.....5
	工事にあたっての約束事
	家の全体像がわかる図面など
	敷地と地盤
<b>4</b>	引渡し前に確認すること.....7
<b>5</b>	家歴書をつくりましょう.....8
<b>6</b>	工事記録書の作成例.....9
	表紙
	工事概要・工事工程表
	工事経過記録
	工事記録シートの作成例
	写真の撮り方

### ガイドブックの見方

**注** 主に注文住宅に関係する事から

**分** 主に分譲住宅に関係する事から

## 資料編

### 工事記録書のひな形

- ・表紙
  - ・工事概要・工事工程表
  - ・工事経過記録書
  - ・工事変更記録
  - ・工事記録シート
0. 着工前
  1. 土工事（根切り・地業）
  2. 基礎（鉄筋）
  3. 基礎（コンクリート）
  4. 土台
  5. 軸組の全景
  6. 柱
  7. 横架材（梁、桁など）
  8. 筋かい等の耐力壁（全体）
  9. 筋かい等の耐力壁（部分）
  10. 小屋組
  11. 床組
  12. 接合部
  13. 屋根（下地）
  14. 外壁（下地）
  15. 断熱材
  16. 電気設備
  17. 給排水設備
  18. ガス
  19. 外構

上記5～14は木造軸組住宅の例を示したものです。その他の項目は各工法に共通するものです。

### 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」について

住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護および住宅の紛争の迅速かつ適正な解決のため、平成11年6月23日公布され、平成12年4月1日に施行されています。本法は以下の2つを柱としています。

#### 基本構造部分の10年保証

新築住宅の基本構造部分（柱や梁などの構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分等）について供給者に10年間の瑕疵担保責任を義務づけるものです。

#### 住宅性能表示制度の創設

住宅の性能（構造耐力、遮音性、省エネルギー性等）を表示する共通ルール（表示の方法、評価方法の基準）を設け、指定住宅性能評価機関による評価を行う任意の制度です。

なお、性能表示された住宅に関するトラブルが生じた場合に、裁判によらずに紛争を解決する機関として、指定住宅紛争処理機関が設置され、円滑かつ迅速な紛争処理を図ることができるようになります。

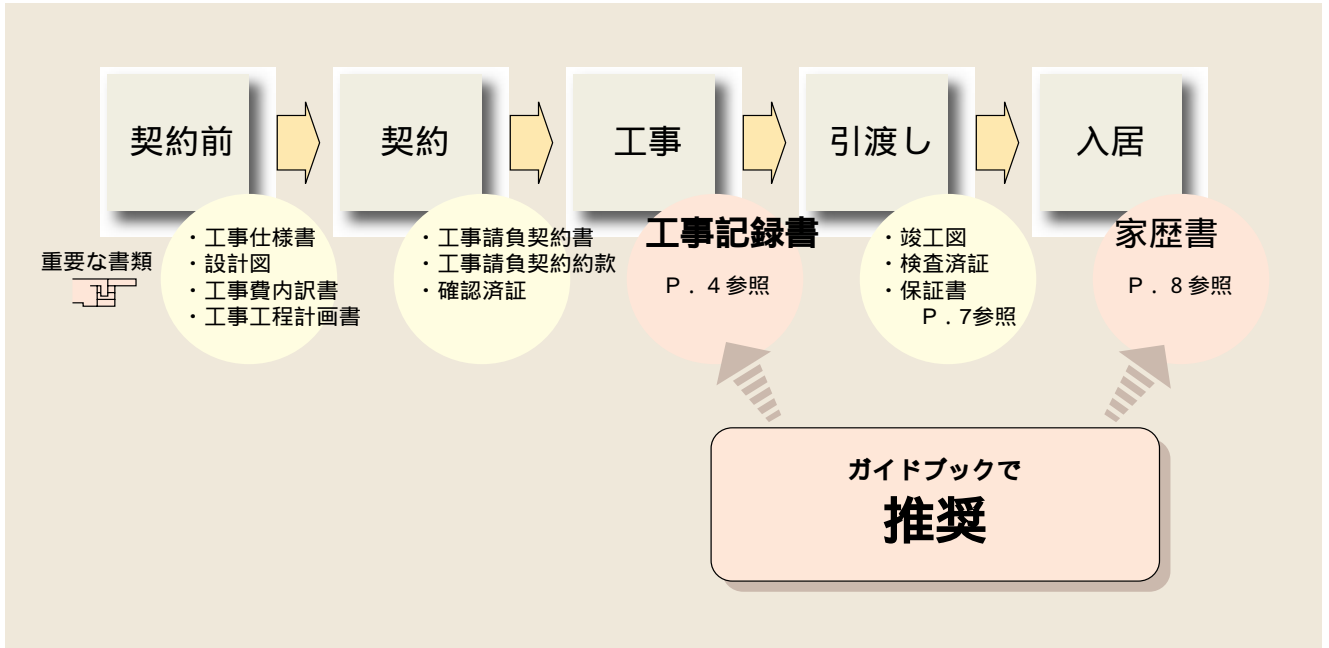


# 契約から入居まで

家づくり、家購入における契約から入居までのおおまかなフローは下図のようになります。このガイドブックでは工事記録書（家がどのようにつくられたか）と家歴書（どのように使われてきたか）をつくることを提案しています。

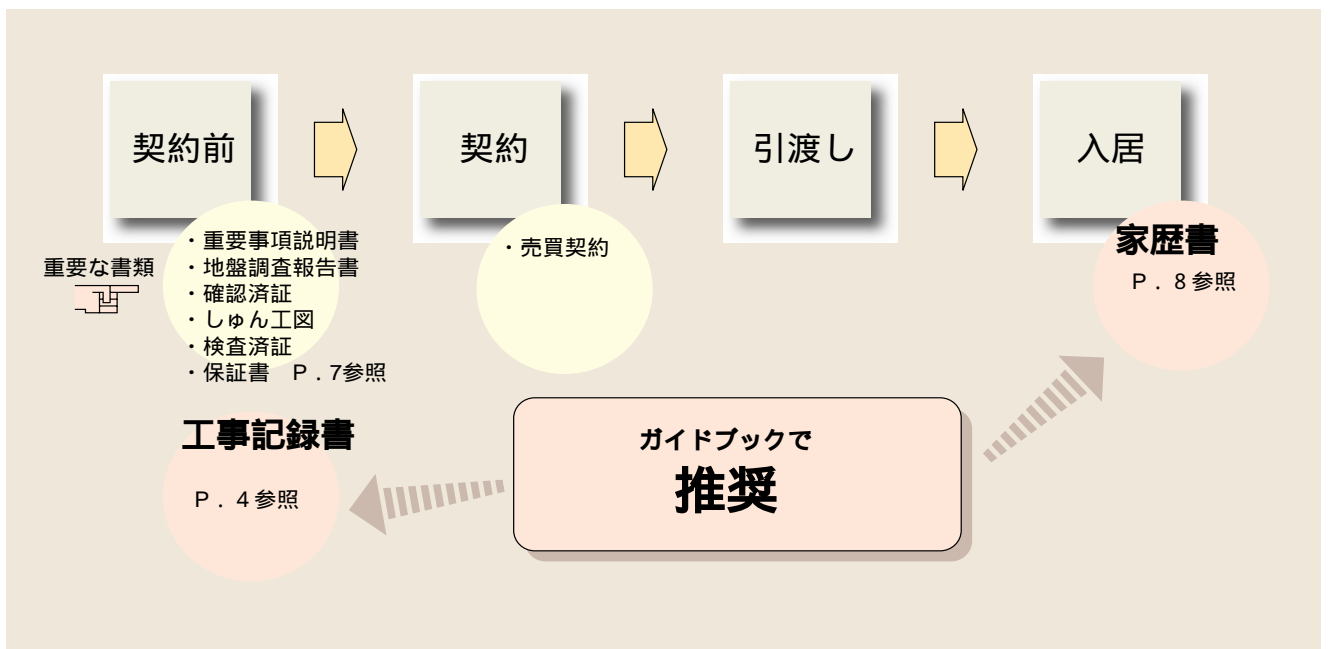
注文

## 家づくりのおおまかなフロー



分譲

## 家購入のおおまかなフロー



# 2

## 工事記録書をつくってもらいましょう

**注文** **分譲**

工事記録書とは

施工者がどのように住宅をつくったのかを記録したものです。施工者をお願いして作成してもらうことを充分打合せして下さい。また、施工者独自の様式もあります。

記録する内容は、

### 工事工程表

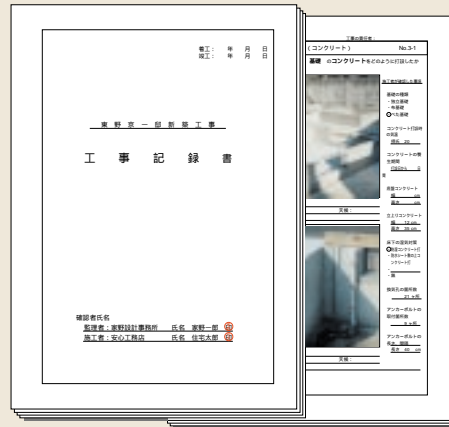
実際の工事ごとの工事内容、期間を表したスケジュール表

### 工事経過記録

工事の経過や契約時の図面から変更内容を記録

### 工事記録シート

完成すると見えなくなる部分を中心に、各工事のポイントとなる部分、全体の施工状況を重点的に記録（p.9～18の作成例および資料編を参照）



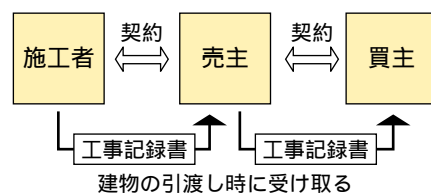
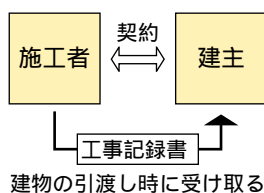
工事記録書をつくることにより

- ・ 瑕疵の予防と紛争が発生した場合の備えとなります。
- ・ 購入者が現場を見ることができない分譲住宅でも施工状況がわかります。
- ・ 将来、中古住宅として売する場合、家の履歴書の一つとなり信頼のある取引の一助となります。

どういうときをお願いするか

**注文** 注文住宅の場合、工事請負契約時に工事記録書の作成を打合せし、建物の引渡し時の書類と一緒に受け取ります。

**分譲** 分譲住宅の場合、物件調査時に工事記録書の有無を確認し、引渡しの際に契約書類と一緒に譲り受けます。



## 工事にあたっての約束事

## 注文

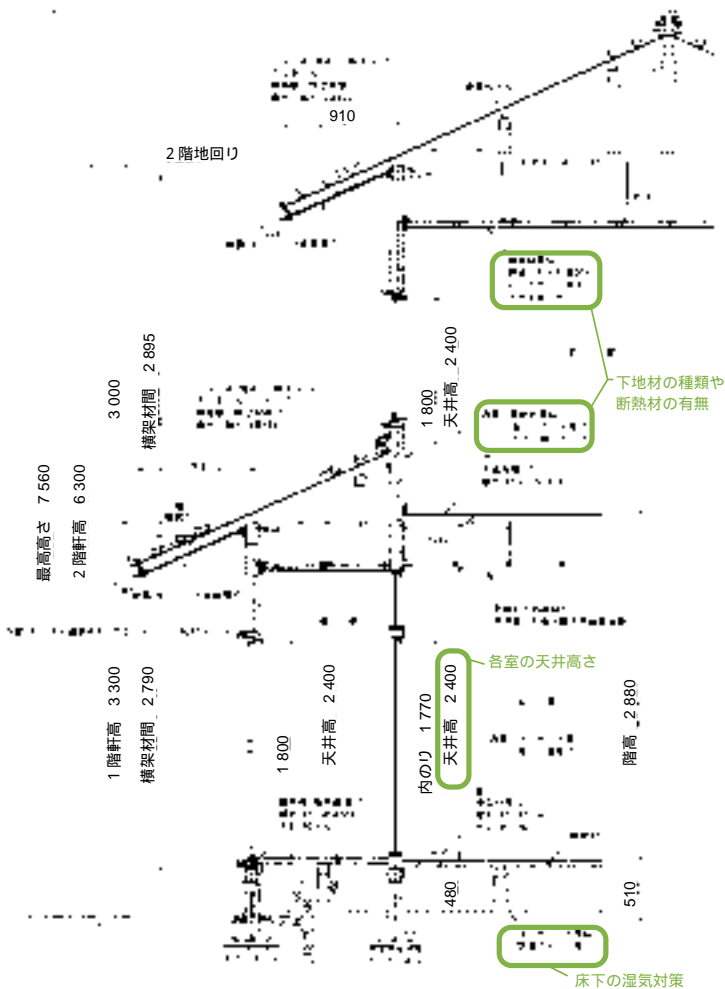
## 工事請負契約書

- ・契約日、工期、引渡しの時期や請負代金とその支払方法などの具体的な年月日、金額等が記載されているか確認します。

## 注文

## 工事請負契約約款

- ・契約にともなうさまざまな事項を取決めたもので、工事が設計図や仕様書どおりでなかったときや、契約にある工期が守られなかった場合の違約金、瑕疵（見えない欠陥）担保等トラブル発生時の対処方法が具体的に記載されているか確認します。



<設計図書の矩計（かなばかり）図の例>

構造用教材（日本建築学会編集）より転掲  
着色部は本ガイドブックで加筆

## 家の全体像がわかる図面等

## 注文

## 分譲

## 工事仕様書

- ・設計図面では書き表わせない事項を文章でまとめたもので、使用する材料の品質、工事の方法などがわかります。

## 注文

## 分譲

## 設計図書

## 配置図

- ・建物が敷地のどの位置に建てられるか示したもので、隣地や道路と、建物の位置関係がわかります。

## 平面図、立面図、断面図

- ・平面図は建物を階ごとに水平に切ったもので、断面図は縦に切ったもの。立面図は建物を東西南北から見た姿図です。
- ・間取や外観、天井の高さのほか、柱や筋かいの位置、寸法がわかります。

## 矩計（かなばかり）図

- ・断面の部分の詳細を示したもので、下地材や断熱材、基礎高さ、床下湿気対策などがわかります。

以上が通常の木造2階建程度の住宅で確認申請上求められる図面です。なお、詳細な図面については以下のものがあります。

## 仕上表

- ・外装や各室ごとの仕上材やそのグレードを示したもので、わからないものはサンプル等を設計者に用意してもらい確認します。

## 基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図

- ・基礎伏図は基礎を上から見た図で、基礎、床下換気孔やアンカーボルトの位置、間隔がわかります。
- ・床伏図、小屋伏図は仕上材をはがした平面図で、柱や梁の火打、土台や大引、根太、たる木、小屋梁、もや等の部材の寸法や位置・間隔がわかります。
- ・これらは仕上工事に入るとほとんど見えなくなる部分なので、特に重要な図面です。

## 展開図

- ・各部屋の壁面の姿図。
- ・窓や扉の位置、大きさ、天井高さなどがわかります。

## 建具表

- ・使用する建具の一覧表。
- ・窓や扉、ふすま等の姿や材質などがわかります。

### 設備図（電気、給排水）

- ・電気設備の系統や照明器具、給排水系統や設備機器について書かれた図。
- ・コンセントの位置が電化製品の配置や使い勝手問題ないか、外部の設備工事（外部照明、散水栓等）についても確認します。

### 外構図

- ・門扉や塀など建物まわりの整備図。特に契約の工事範囲がどこまで含まれているか確認します。

### 確認済証

- ・確認済証とは、工事が始まる前に建築物の敷地、構造、設備および用途に関する建築基準法の基準に適合しているという確認を受けた図書のことです。

### しゅん工図（P.7参照）

- ・契約時の設計図書に対して、しゅん工図は実際に出来上がった建物の図面です。

### 注文

### 工事費内訳書

- ・設計図や仕様書をもとに工事費を積算したものです。
- ・第一に重要なのは、工事全般にわたって全ての部分の材料が見積書によって特定できることです。できるかぎり数量や単価をチェックし、疑問点は納得いくまで施工者に聞きましょう。また工事に含まれる範囲を確認する必要があります。

### 注文

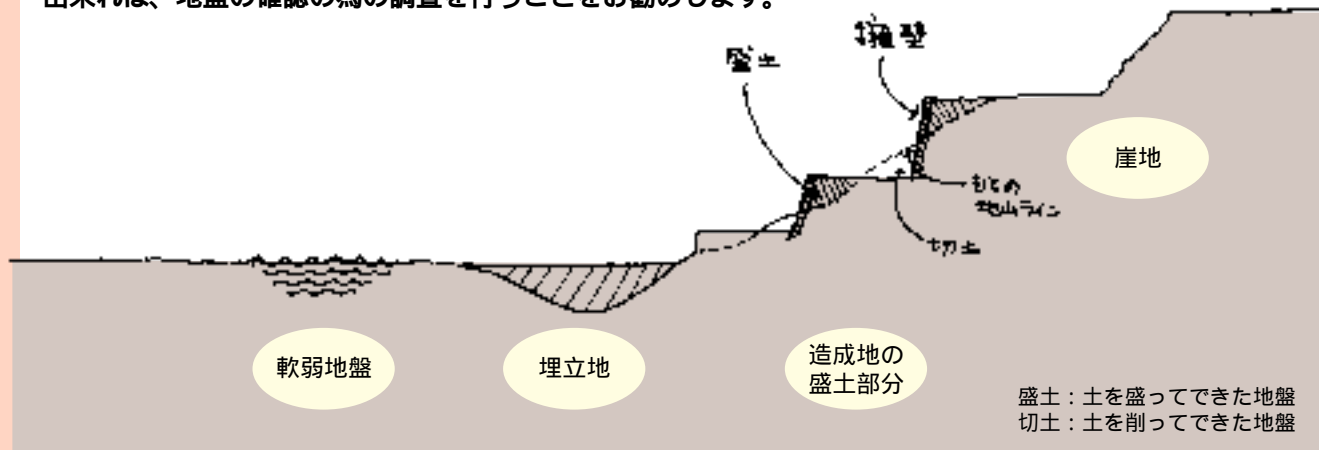
### 工事工程計画書

- ・工事のスケジュール計画表です。
- ・木造住宅の場合、設計内容にもよりますが、4～6ヶ月ぐらいの工事工程となります。引渡し時には実際にかかった工程表を提出してもらいたいことも忘れないようにします。

### 注文 分譲

### 敷地の地盤（一番大切な土地選び）

- ・家を支えるのは地盤と基礎です。
- ・住宅づくりに際してのトラブルにはいろいろなケースがありますが、特にトラブルが発生した場合に解決が困難なのは敷地の地盤です。
- ・土地を購入する場合、まず地盤の状況を確認することが大切です。この場合、敷地状況の情報をできるだけ売主等から入手するとともに、付近に住んでいる人に聞いたりすることも有効です。
- ・最近ではインターネットのホームページで、地盤調査のデータを公表している地盤調査会社もあります。
- ・特に造成地の場合、購入する土地が盛土なのか切土なのかを確認するとともに、造成の時期や造成前の写真等を売主に確認することも大切です。
- ・例えば、図にあるような土地で住宅を建てる場合は、より慎重な地盤調査、あるいは地盤の確認が必要で、その地盤に見合った基礎や構造とすることが大切です。また、そのために費用がかかる場合もあります。
- ・出来れば、地盤の確認の為に調査を行うことをお勧めします。



注文

引渡しされる前に次の部位ごとのチェックリストを用意しておきましょう。

分譲

チェックリストの例

部位	チェック項目	チェック欄
敷地	陥没、ひび割れなどの部分はないか	
基礎・床下	基礎に亀裂はないか	
	基礎・床下の高さは図面のとおりか	
	換気孔は図面のとおりか	
	床下に残材がないか	
	床下の換気が十分ではなく、湿っぽくないか	
	木材の接合金物がゆるんでないか（床下から見える範囲で）	
内外装	亀裂、仕上材のはがれはないか	
	塗り残し、塗りむらはないか	
	雨漏り、雨染みはないか	
	結露、かびはないか（特に窓廻りや、押入）	
	床、柱・壁に傾きはないか	
	床がきしまないか	
	壁に凹凸はないか	
扉・窓・ふすま	開閉はスムーズか	
	閉じた建具にすき間はないか	
小屋裏・天井裏	小屋裏の換気孔は適正か	
	残材がないか	
	木材の接合金物がゆるんでないか（小屋裏・天井裏から見える範囲で）	
設備	給水や排水に異常はないか（特に配管の接合部）	
	電気設備は正常に可動するか、ガス漏れはしていないか	
	台所、浴室、便所の換気扇は正常に可動するか	

### しゅん工図

工事中の設計変更や仕様変更により、工事請負契約時の設計図としゅん工した建物が異なることがあります。このため、しゅん工図の作成について工事契約時に打合せの上、引渡時に受け取りましょう。

これは工事記録書と同様に、施工上の不具合等が見つかったときの検討資料となるばかりでなく、将来のメンテナンスのためにも必要です。

特に建物の寿命より短い設備（電気、給排水等）の内容がわかる設備しゅん工図は重要です。

### 検査済証

完成した建物を、建築主事が現場で建築基準法に適合していることを確認し、建築主事あてに交付される証（施工上の不具合等がないかをチェックするものではありません）

### 保証書

業者によっては保証書をつける場合があるので、契約時に確認し、引渡し時に受け取るようにしましょう。

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が施行され、住宅の基本構造部分等については10年間の瑕疵担保責任が義務づけられるようになりました。

### 工事関係施工者一覧表

家づくりには多くの人に関わっています。建築、電気・水道・ガスなどの設備、外構工事に関係した施工者の一覧を作成したものを受け取っておくと後々の家の維持管理に便利です。



## 注文 分譲

工事記録書の表紙。

工事記録書全体の責任者としての記名が必要です。

工事記録書の建築専門用語については、施工者等に確認してください。

着工: 〇〇年〇〇月〇〇日 竣工: 〇〇年〇〇月〇〇日
東京 邸新築 工事
工 事 記 録 書
確認者氏名 監理者: 〇〇設計事務所 氏名 家野 一朗 (印) 施工者: 〇〇工務店 氏名 佐田 大志 (印)

**注文 分譲**

工事概要および工事工程表を記入します。

工事工程表は、実際の工程にしたがって、工事の経過がわかるように記入します。

工事概要・工事工程表		作成者： ○ ○ ○ ○				
<b>工 事 概 要 ( 参 考 例 )</b>						
工事名称	〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇			確認済証	〇〇〇〇〇〇	
工事概要	工事場所	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇-〇〇			敷地面積	〇〇〇 m <sup>2</sup>
	規模・構造	木造 地上 〇階			建築面積	〇〇 m <sup>2</sup>
				延べ面積	〇〇〇 m <sup>2</sup>	
記録確認者氏名	設計者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇			泉野 - 〇〇	
	監理者	〇〇 〇〇				
	施工者	〇〇 〇〇 〇〇			〇〇 〇〇 〇〇	
<b>工 事 工 程 表 ( 参 考 例 )</b>						
工 事 期 間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
仮 設 工 事	準備	足場				
土 工 ・ 基 礎 工 事	配筋・基礎コンクリート					
木 工 事	.....	建方	下地・仕上・雑造作			
外 壁 工 事			-			
屋 根 工 事		-				
建 具 ・ ガ ラ ス 工 事			外部	内部		
タ イ ル 工 事				-		
左 官 ・ 塗 装 工 事			-			
内 装 工 事		外壁断熱材	床・天井断熱材	-		
雑 工 事		-	-		-	
設 備 工 事			配管・配線等	-		
外 構 工 事				造園他		
備 考						

通常、木造2階建て住宅の場合、工事期間は4～6ヶ月程度かかります。

注文

打合内容や行事を含む工事経過や工事にとまなう、変更の記録を具体的に記入します。

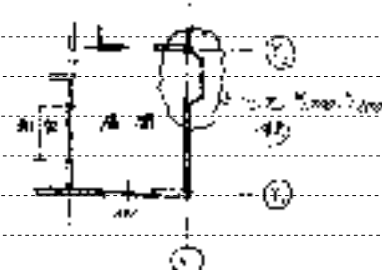
工事経過記録書の記入例

作成者： \_\_\_\_\_

工 事 経 過 記 録 書		No.
日 付	工事種目	工事経過の記録
〇年 〇月 〇日	養生 地盤調査	以 座 者 建主 東京 〇〇 株 〇〇 株 設計監理者 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 取組 〇〇 〇〇 取組 〇〇 〇〇 取組 〇〇 〇〇
		施工者 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 取組 〇〇 〇〇 取組 〇〇 〇〇
〇年 〇月 〇日		現場検査 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 道路 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
〇年 〇月 〇日		仮設 〇〇 正確な建物の位置、敷地から建物の床高さをを定めるための仮設工事
〇年 〇月 〇日	土上巻	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
〇年 〇月 〇日	地盤	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
〇年 〇月 〇日		建主 東京 〇〇 現場 視察
〇年 〇月 〇日	基礎工事	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
備 考		

## 工事経過記録書の記入例

作成者: \_\_\_\_\_

工 事 経 過 記 録 書		No. _____
日 付	工事種目	工事経過の記録
○年○月○日		<p>屋敷の急な止息に要                      求主 要求 取の 希望 に 応                      ○○ 設計 家野 担当 の 変更 設計 図 を 別 に 書 換                      決定</p> 
○年○月○日		<p>外壁 工 の 仕 事 要                      変更前 〇〇 坪上 → 変更後 〇〇 坪上                      外壁 の 仕 事 要 求 加 増                      ○○ 工務 店 〇〇 坪 〇 〇 坪 〇 〇 坪                      監理 者 家野 担当 承認</p>
○年○月○日		<p>台所 システム キッチン 要                      変更前 〇〇 坪 〇 〇 坪 〇 〇 坪                      変更後 〇〇 坪 〇 〇 坪 〇 〇 坪                      求主 要求 取の 希望 に 応</p>
○年○月○日		<p>台所 床材 の 仕 事 要                      変更前 〇〇 坪 → 変更後 〇〇 坪                      システム キッチン 増設 分 の 床 材 要 求                      ○○ 工務 店 〇〇 坪 〇 〇 坪                      変更 要求 取 〇〇 坪 監理 者 家野 担当 承認</p>
備 考		

# 工事記録シートの作成方法

## 注文 分譲

工事記録書の要となる書類です。

建物が完成すると見えなくなる部分を主として写真などで記録します。必要に応じてシートを追加します。

各シートの分類

写真にある工事の責任者を記入します。

寸法、傾き等を記録する必要がある場合は、スケール（写真で目盛が確認できるもの）や下げ振り等をともなった写真とします。

貼付が必要な写真を示しています。

設計図で位置が特定できるように、わかりやすく示します。

写真貼りしろ

筋かい等の耐力壁の、柱とはりその他の構架材との上下の接合部を含めた以下の写真を最低一枚貼付します。

- ・引張り材
- ・圧縮材
- ・欠き込みの補強がある場合はその詳細（異種の補強仕様がある場合は各々1か所以上）

接合部の詳細は「接合部」のシートの貼付します。

写真タイトル：引張り材の詳細  
 撮影年月日： 年 月 日 ( ) 天候：  
 撮影箇所： \_\_\_\_\_

写真貼りしろ

写真タイトル：圧縮材の詳細  
 撮影年月日： 年 月 日 ( ) 天候：  
 撮影箇所： \_\_\_\_\_  
 MEMO

筋かい等の耐力壁（部分） No.9-1

このシートは、地震や風などの横方向からくる力に対して抵抗する重要な部材である筋かい等の耐力壁がどのように取付けられたかを記録するものです。

施工者が確認した事項

筋かいの場合

筋かいの部材寸法  
 引張り材（木材）  
 \_\_\_\_\_ cm x \_\_\_\_\_ cm  
 引張り材（鉄筋）  
 径 \_\_\_\_\_ mm  
 圧縮材（木材）  
 \_\_\_\_\_ cm x \_\_\_\_\_ cm

欠き込みの有無  
 ・有  
 ・無  
 欠き込みがある場合、その補強方法 \_\_\_\_\_

合板の場合

合板の種類、厚み  
 \_\_\_\_\_ mm

面材の合板の打ち付け方法  
 釘の種類  
 \_\_\_\_\_  
 釘の間隔  
 \_\_\_\_\_ mm

施工者が確認する必要がある事項です。・の選択部分にはを、その他は必要箇所を書き込みます。

施工者が確認した事項を、できるだけ写真に盛り込みます。

気がついたこと、注意事項をメモにして書き込みます。

## 写真の撮り方

### 全景写真撮影のポイント

撮影するための距離が十分とれない場合は、複数のポイントから、または同一ポイントから上下、左右の数枚に分けたパノラマ写真として撮影する。

### 部分写真撮影のポイント

被写体のアップだけでなく、位置関係を把握できるようにアングルでも撮影する。

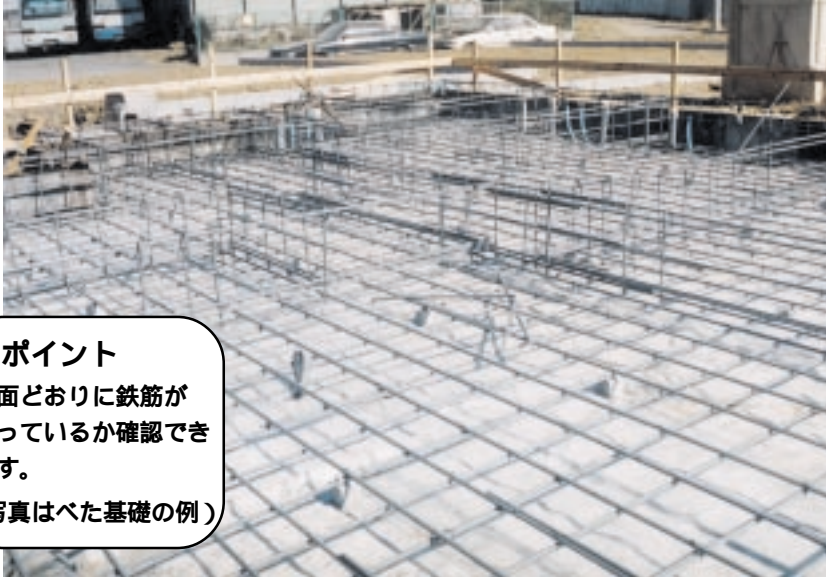
撮影した対象が何であるかをひとめで判断できるよう、工事名称、工事の種類、対象部位、撮影日時を記載した黒板等を入れることで撮影者の整理にも有効となります。

寸法や大きさを把握する必要がある場合、リボンテープなどのスケールを入れておきます。

基礎 (鉄筋)

No.2-1

このシートは、建物を支える重要な部分である **基礎** に入る、**鉄筋**を記録したものです。



施工者が確認した事項

- ✓ 基礎の鉄筋の有無
  - 有
  - ・ 無
- 鉄筋の間隔、太さ
  - 横方向  cm
  - 縦方向  cm
  - 太さ  mm

**ポイント**  
 図面どおりに鉄筋が入っているか確認できます。  
 (写真はべた基礎の例)

- ✓ 補強筋の有無
  - ✓ コーナー部
    - 有
    - ・ 無
  - ✓ 換気孔回り
    - 有
    - ・ 無
  - ✓ 継手部
    - 有
    - ・ 無

写真タイトル：基礎鉄筋組立て後の全景

撮影年月日： 年 月 日 ( ) 天候：晴れ

撮影箇所：北西角(洋室2)より南東を見る



- ✓ 鉄筋の汚れ
  - ・ 有
  - 無

**ポイント**  
 コーナー部や換気孔廻りなど、大きな力が加わる部分に補強用の鉄筋が入っているか確認できます。

写真タイトル：基礎鉄筋コーナー部詳細

撮影年月日： 年 月 日 ( ) 天候：晴れ

撮影箇所：居間と和室の境界 居間東コーナー部

MEMO

鉄筋の間隔・太さなどは、工事仕様書等で確認できます。

基礎 (コンクリート)

No.3-1

このシートは、建物を支える重要な部分である **基礎** のコンクリートをどのように打設したかを記録したものです。



施工者が確認した事項

- ✓ 基礎の種類
  - ・独立基礎
  - ・布基礎
  - べた基礎

- ✓ コンクリート打設時の気温
  - 摂氏 20

- ✓ コンクリートの養生期間
  - 打設日から □ □ 日間

底盤コンクリート  
幅 \_\_\_\_\_ cm  
高さ \_\_\_\_\_ cm

写真タイトル: 基礎コンクリート打設直前の全景

撮影年月日: □ 年 □ 月 □ 日 ( )

天候: 晴れ

撮影箇所: 北東角より見る

- ✓ 立上りコンクリート
  - 幅 12 cm
  - 高さ 35 cm



- ✓ 床下の湿気対策
  - ・防湿コンクリート打
  - 防水シート敷の上コンクリート打
  - ・ \_\_\_\_\_
  - ・ 無

- ✓ 換気孔の箇所数
  - 21 箇所

- ✓ アンカーボルトの取付箇所数
  - 42 箇所

- ✓ アンカーボルトの長さ、間隔
  - 長さ 40 cm
  - 間隔 27 cm

写真タイトル: 基礎コンクリートの型枠を外した直後の写真

撮影年月日: □ 年 □ 月 □ 日 ( )

天候: 晴れ

撮影箇所: 北東角より見る

MEMO

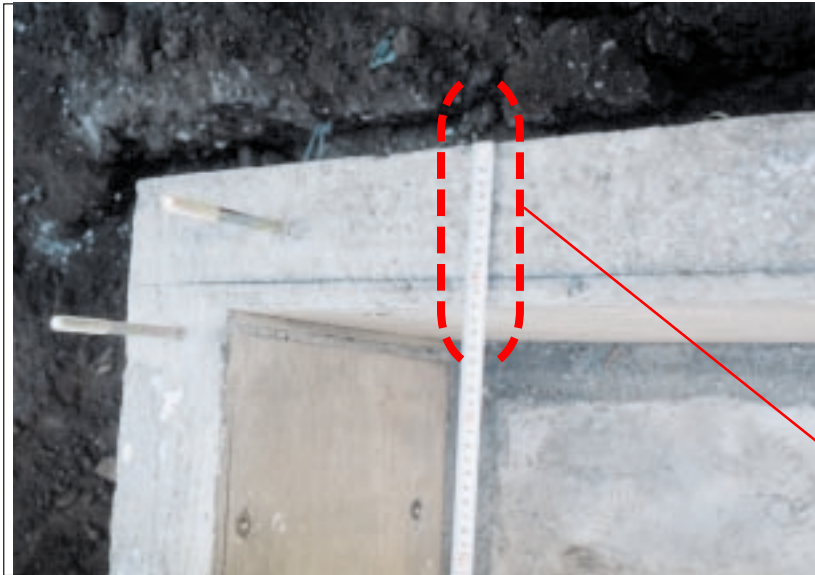
**ポイント**

基礎の種類、換気孔の位置、箇所などが確認できます。また、コンクリートの打設や型枠を外した日付から、コンクリートの養生期間がわかります。適切な養生期間をとることはコンクリートの強度を確保するために重要です。養生期間中に次の工程に移ることは好ましくありません。

基礎 (コンクリート)

No.3-2

このシートは、建物を支える重要な部分である **基礎** のコンクリートをどのように打設したかを記録したものです。

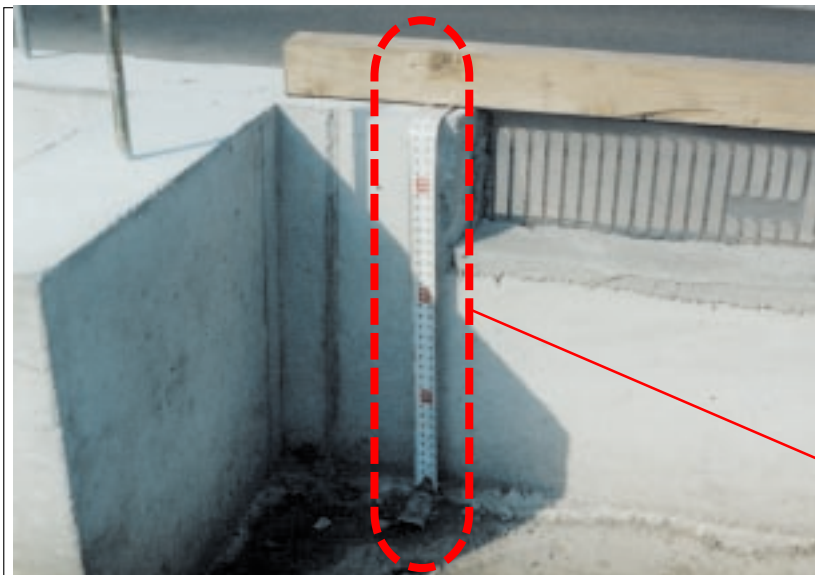


**ポイント**  
基礎の巾が設計図どおりか確認できます。

写真タイトル：基礎コンクリート立上りの詳細

撮影年月日： 年 月 日 ( ) 天候：晴れ

撮影箇所：南東角(居間)



**ポイント**  
基礎の高さが設計図どおりか確認できます。

写真タイトル：基礎コンクリート立上りの詳細

撮影年月日： 年 月 日 ( ) 天候：晴れ

撮影箇所：居間と和室の境界 居間北東コーナー

MEMO

横 架 材 ( 梁、桁など )

No.7-1

このシートは、柱とともに屋根や床を支える **横架材(梁、桁など)** がどのように取付けられたかを記録したものです。



施工者が確認した事項

- ✓ 横架材の形状
  - 幅 10 cm
  - 高さ 27 cm
- ✓ 構造上支障のある欠き込み
  - ・有
  - ・無

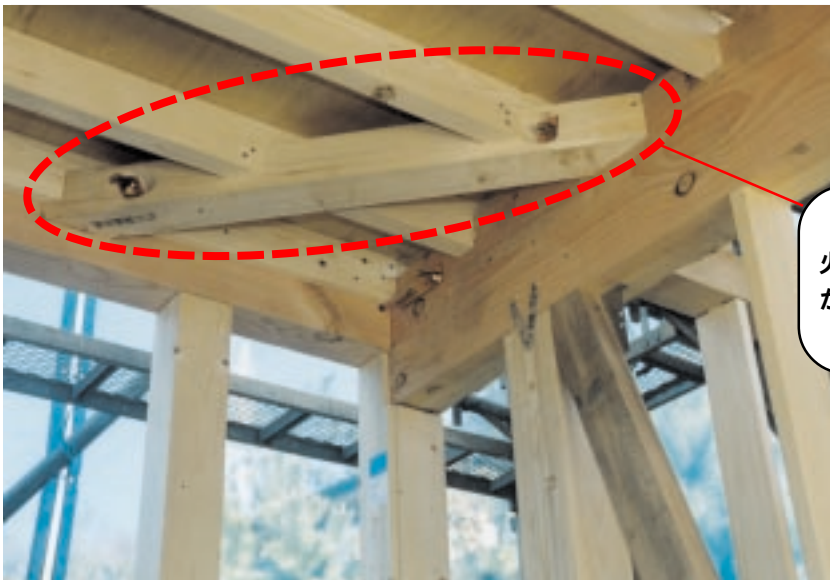
**ポイント**  
横架材の補強方法が確認できます。

写真タイトル：横架材の補強詳細

撮影年月日： 年 月 日 ( )

天候：曇り

撮影箇所： 1階洋室2西側上部



**ポイント**  
火打ち材のとめ方が確認できます。

写真タイトル：火打ち詳細

撮影年月日： 年 月 日 ( )

天候：曇り

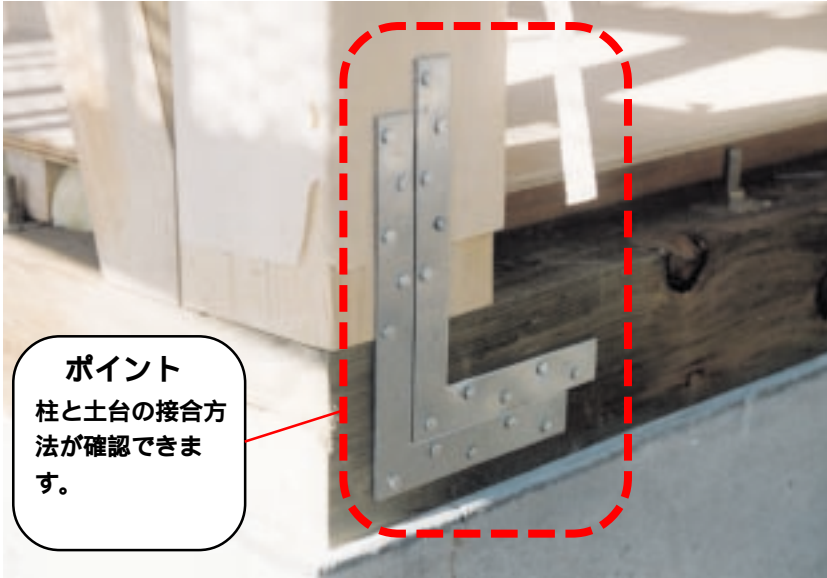
撮影箇所： 1階和室南西角上部

MEMO

接 合 部

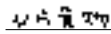
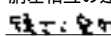
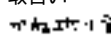
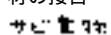
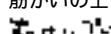
No.12-1

このシートは、構造上重要な部材の **接合部** がどのように取付けられたかを記録したものです。



**ポイント**  
柱と土台の接合方法が確認できます。

施工者が確認した事項

- ✓ 各接合部の使用接合具
- ✓ 管柱の連結 
- ✓ 胴差相互の連結 
- ✓ 通し柱と胴差の取合い 
- ✓ 引張りをうける柱と土台・横架材の接合 
- ✓ 筋かいの上下 

写真タイトル：柱-土台接合部詳細

撮影年月日： 年 月 日 ( )

天候：晴れ

撮影箇所：南東角



**ポイント**  
筋かいの接合方法が確認できます。

写真タイトル：筋かい接合部詳細

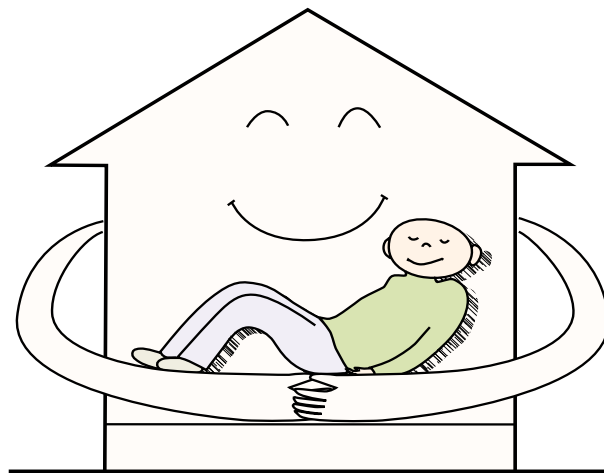
撮影年月日： 年 月 日 ( )

天候：曇り

撮影箇所：居間北東角上部

MEMO





編集・発行 平成 13 年 1 月

東京都住宅局開発調整部住宅計画課  
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
都庁第二庁舎 20 階（フロア中央）  
電話（03）5321-1111（代表）  
内線 38-245 又は 38-243

  
古紙配合率100%再生紙を  
使用しています